

群馬県市町村職員年金者連盟クラブ活動等助成資金交付規程

（目 的）

第1条 この規程は、群馬県市町村職員年金者連盟の支部が行う、会員が参加する生活や文化の向上及び健康の増進等を目的に行う活動等に対する助成に対し、その資金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成金額）

第2条 助成金額は、毎年6月15日現在における当該支部の会員数を基準として、毎年度予算で定める。

（助成金の交付）

第3条 助成金は、原則として毎年6月末日までに支部長に交付するものとする。

（助成金の活用）

第4条 支部長は、第1条に規定する目的の範囲内において、助成金を活用するものとする。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。